

1 CTBTの重要性・早期発効に向けた決意

- (1) CTBTの**30周年**に当たり、CTBTが国際の平和と安全に大きく貢献してきたことを強調。**CTBTの発効は、NPTの完全な履行に向けた共通の取組における不可欠な一歩**。第11回NPT運用検討会議では、締約国の強い支持のもと、核軍縮・不拡散のアジェンダにおけるCTBTの中核的な役割が再確認された。
- (2) トンガ王国によるCTBTの批准を歓迎。これにより、署名国は188か国、批准国は177か国に達し、**大洋州地域における普遍化を達成**。未署名・未批准の全ての国、特に**発効要件国9か国**（注：中国、北朝鮮、エジプト、インド、イラン、イスラエル、パキスタン、ロシア、米国）に**早期署名・批准を求める**。

2 北朝鮮

- (3) 北朝鮮の**過去6回の核実験に対する非難**を想起。北朝鮮に対し、全ての関連安保理決議を完全に遵守し、核兵器・弾道ミサイル及び関連計画の**完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄**に向けた具体的な行動をとることを強く求める。北朝鮮による**新たな核実験がなされれば、それは無責任で受け入れられず、安保理決議に違反するものとなることを改めて表明**。

3 核実験モラトリアム

- (4) CTBT発効までの間、全ての国に対し、CTBTの目的を損なういかなる行動も控えること、さらに、核実験や他のあらゆる核爆発に関する**モラトリアムを遵守すること**を求める。
- (5) **自発的な透明性措置**は、CTBTの**検証体制への信頼醸成**や核実験に反対する世界的規範の強化に重要な貢献をなしえる。

4 CTBTの検証体制の維持・強化

- (6) CTBTの準備委員会に対し、**検証体制能力の整備・維持**及び各国当局向けの能力構築及び訓練の継続的なプログラムを続けるよう求める。
- (7) 検証体制を支援するための各国の協力を引き続き促進し、**若者を含む社会一般のCTBT及びその利点に対する認知を高め**、最も高い政治レベルでCTBTの支持を訴えていく。